

# 「新たな大都市制度」の創設に向けた提案

- 1 地方分権の基本となる考え方
- 2 国家システムの制度疲労と社会状況の変化
- 3 大都市を取り巻く状況と制度上の課題
- 4 新たな大都市制度の創設の提案
- 5 大都市における住民自治の充実
- 6 新たな大都市制度と川崎のまちづくり
- 7 今後の取組等

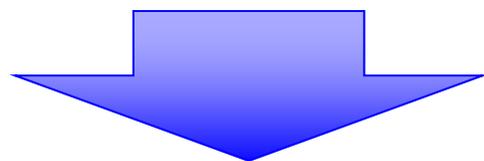
参考資料 大都市制度の経緯

平成24年2月18日 川崎市長 阿部 孝夫

# 1 地方分権の基本となる考え方

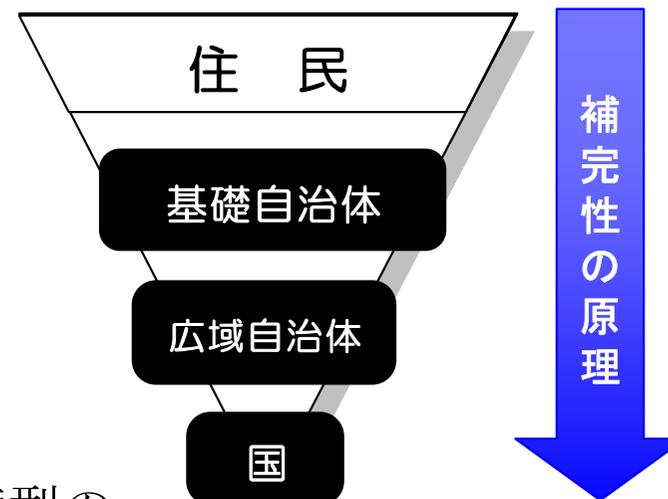
- ・ 補完性の原理に則り、住民に身近な行政サービス（公共）は、住民に最も身近な基礎自治体がまずは担うことが必要

地域の実情を最も把握している基礎自治体は、地域の課題を的確に捉え、施策に反映するとともに、効果的・効率的に解決することなどが可能



- ・ 基礎自治体の自主性・自立性を高め、分権型の仕組みを構築することが重要

- 基礎自治体への事務権限の移譲
- 義務付け・枠付けの廃止・縮小
- 税源の移譲（担う役割に見合う財源の確保）



## 2 国家システムの制度疲労と社会状況の変化

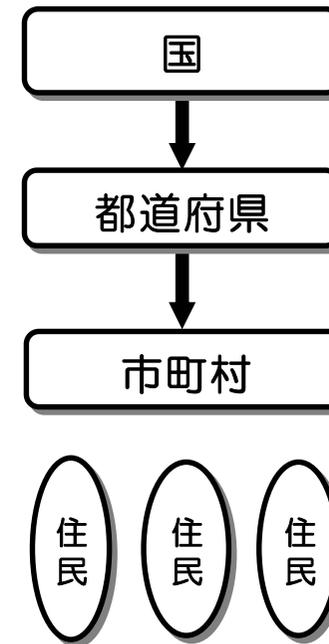
### ■国家システムの制度疲労

- ・国、都道府県・市町村の三層構造による中央集権的な仕組みは、多額の税が国を經由し、多くの制約のもとで地方に配分されるなど、責任の所在の不明確さ、二重行政等による無駄が顕著になっている。

### ■少子高齢化など社会・経済状況の著しい変化

様々な課題や多様化する住民のニーズ、外国にも解決モデルのない問題などが地域社会で生じている

【中央集権的な仕組みイメージ】



国家システムから生ずる無駄を解消し、地域の課題を効果的・効率的に解決するためには、**中央集権的な行財政の仕組みから分権型の仕組みへの転換が必要**

### 3 大都市を取り巻く状況と制度上の課題（1）

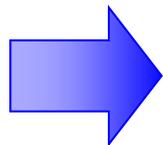
#### ■ 大都市を取り巻く状況

- ・ 様々な都市的課題や大都市特有の行財政需要が著しく増大  
⇒ 指定都市の果たすべき役割がより重要に

#### 制度上の課題

- ① 事務権限が道府県と市に分散し、包括的な事務権限が不足
- ② 大都市特有の行財政需要に応じた税制上の措置が不十分
- ③ 国が様々な基準を詳細に法令で定めているため、自由度が大幅に制限
- ④ 国、県との二重行政により非効率などの無駄が多く発生 等

指定都市が様々な都市的課題や大都市特有の行財政需要に迅速・的確・柔軟に対応していくことが難しい状況となっている。



指定都市の独立性を高め、自主的・自立的な行財政運営を行うことができる、分権時代にふさわしい大都市制度の構築が必要

### 3 大都市を取り巻く状況と制度上の課題（2）

#### ■二重行政の態様と弊害

◆法令等に明確な役割分担の規定がなく、国・道府県と指定都市で、同種の行政サービス(事務)を行っているもの(狭義の二重行政)

- 就業支援 ○中小企業支援 ○観光振興 ○消費者保護 ○環境対策 ○生涯学習
- 教育・文化施設の設置運営 など

◆法令等により、道府県と指定都市がそれぞれ異なる事務権限を担うもの(広義の二重行政)

- 子ども支援 道府県 : 認定こども園認定、私立幼稚園設置許可  
指定都市: 保育所運営、市立幼稚園の設置運営
- 義務教育 道府県 : 県費負担教職員の定数の設定、学級編制、教職員定数の設定  
指定都市: 教職員の任命 など
- まちづくり (都市計画の決定)  
道府県 : 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画  
指定都市: 地域地区、都市施設の一部等に関する都市計画

- 財源・人員の重複、事務権限の分散による非効率、コストの無駄
- 税の使途、行政責任の所在等の不明確

住民に最も身近な基礎自治体でもある指定都市が、道府県の事務権限も担うことにより、総合的・包括的な事務権限の執行を行うことで、住民に効果的・効率的なサービスを提供することが可能となる。

# 4 新たな大都市制度の創設の提案

## ■制度の概要

国や県からの制約を最小限とし、市域に及ぶ全ての権限を担うなどの自主的・自立的な行財政運営を行うことにより、地域の課題を一元的に解決することが可能な「特別自治市」を創設

### ◎効果

#### ◆市への効果

- ・都市的課題等への迅速・的確・柔軟な解決 など

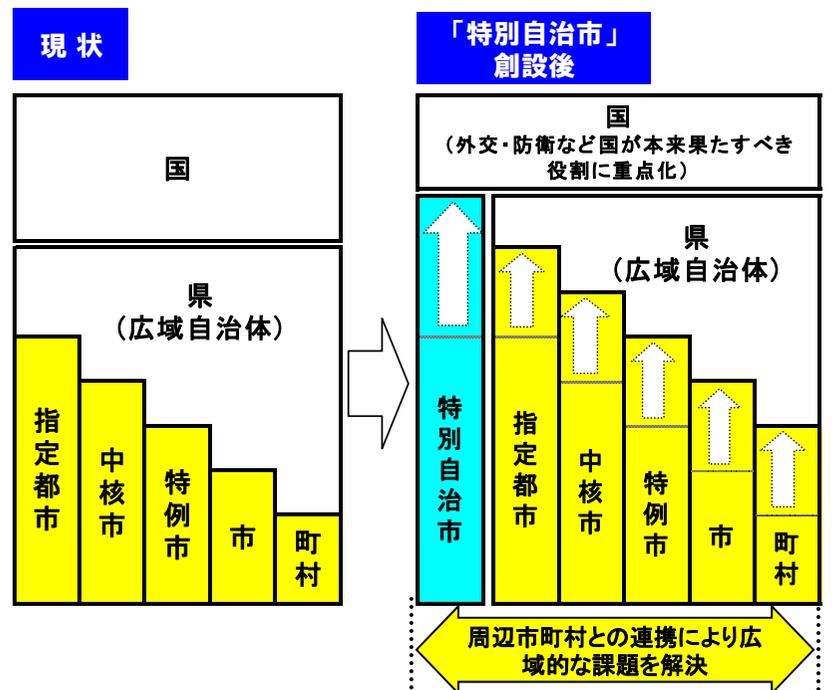
#### ◆市民への効果

- ・更なるサービスの充実、税の使途の明確化、重複手続の解消 など

#### ◆周辺都市等への効果

- ・都市的課題解決モデルの活用 など

### ◎新たな大都市制度のイメージ



道州制

広域自治体は、小規模市町村への補完機能を強化するとともに、国の出先機関の機能を併せ持つなど、広域的な機能を更に充実

## 5 大都市における住民自治の充実

- 行政区の特性を最大限に生かし、住民自治の充実を図る。
- 区役所は、利便性の高い快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働の拠点としての役割を果たす。

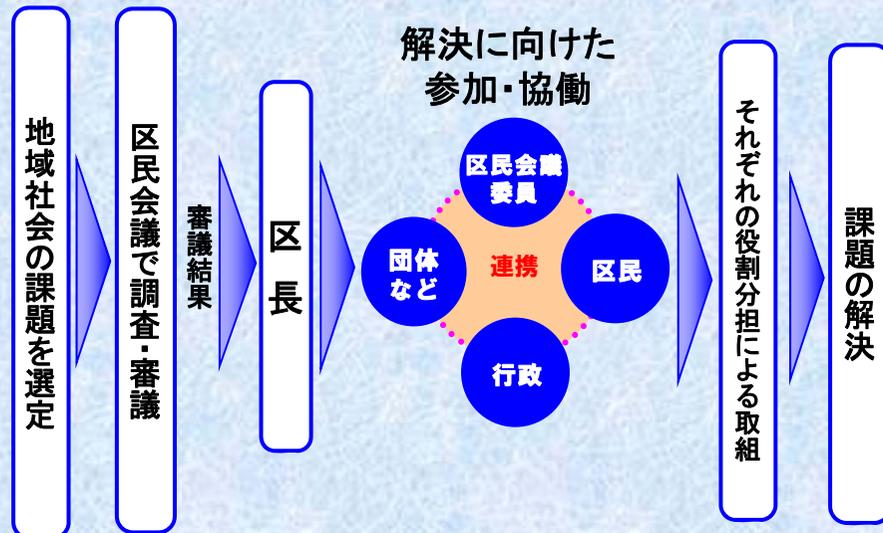
### ①区民会議の実施

### ②協働事業・市民活動支援

### ③区役所の機能強化

#### ①区民会議の実施

- ・区民の参加及び協働による地域課題の解決を図るための調査審議



※市議会・県議会議員は参与として助言等を行う

#### ②協働型事業の推進、市民活動支援

##### 【協働型事業の推進】

- ・協働型事業のルール（6つの原則）
- ・各区での市民提案型事業の推進

##### 【市民活動支援】

- ・市民活動の場の提供、資金の確保 など

#### ③区役所の機能強化

- ・区長権限の強化
- ・地域の課題に対応するための予算要求権限の付与（地域課題対応事業費）
- ・総合的なこども支援拠点として整備
- ・区役所道路公園センターの設置 など

# 6 新たな大都市制度と川崎のまちづくり

新たな大都市制度である「特別自治市」の創設により、自主的・自立的な行財政運営を行い、川崎の中長期的なまちづくりを支え、圏域、日本全体に貢献する。

■まちづくりの基本目標

川崎再生フロンティアプランの着実な推進

自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり

行財政改革の推進

『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』の実現

人間都市      安全快適都市      元気都市      安定持続都市      オンリーワン都市

■これまでの主な取組

<p>◆都市拠点の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川崎駅、小杉駅の周辺整備 (川崎駅東口駅前広場、ラゾーナ、小杉新駅開業 等)</li> </ul>	<p>◆「芸術・文化」の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>音楽のまちの推進 (ミュージア川崎 昭和音楽大学 等)</li> <li>芸術・映像・スポーツのまちの推進 (日本映画大学、藤子・F・不二雄ミュージアム)</li> </ul>	<p>◆市民協働のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区民会議の実施</li> <li>協働事業・市民活動支援</li> <li>区役所の機能強化 等</li> </ul>	<p>◆環境への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カーボン・チャレンジ 川崎エコ戦略(CCかわさき)</li> <li>メガソーラーの運転開始 等</li> </ul>
---	--	---	---

■今後の取組

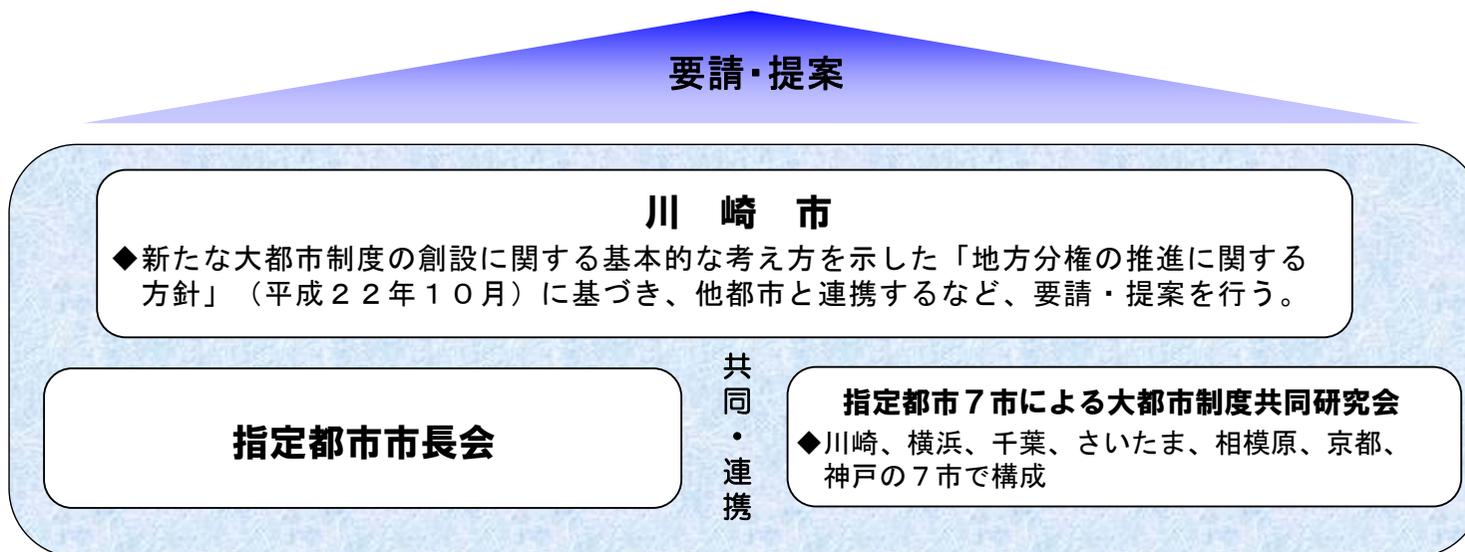
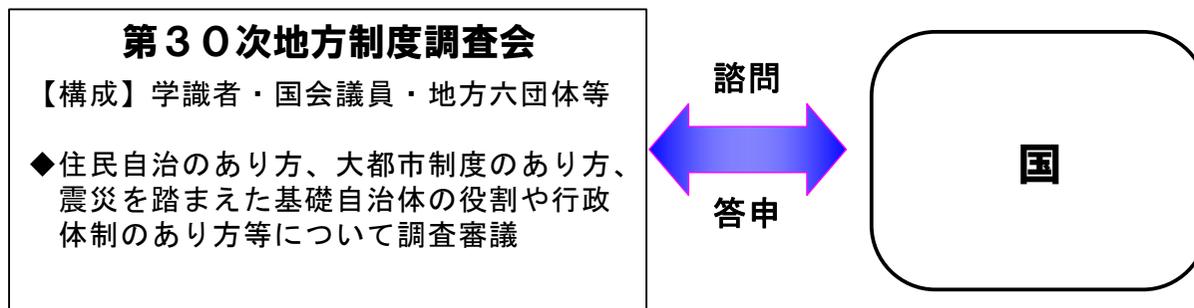
<p>◆国際戦略拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>殿町国際戦略拠点 「KING SKYFRONT」</li> <li>「新川崎・創造のもり地区」 等</li> </ul>	<p>◆震災対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地復興支援、被災者支援</li> <li>市民の安全安心を守る取組 等</li> </ul>	<p>◆「芸術・文化」の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源を磨き上げ、魅力の向上を図りながら活性化を推進</li> </ul>
	<p>◆環境への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮型技術の導入</li> <li>スマートシティの推進</li> </ul>	<p>◆安定した生活基盤の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化への対応、障害者支援</li> <li>総合的な子ども・子育て支援施策の推進 等</li> </ul>

中長期的なまちづくりの方向性

四つの「～化」      コンパクト化      ユニバーサル化      長寿命化      エコ化

# 7 今後の取組等

## 【今後の取組のイメージ】



■補完性の原理を前提とした十分な議論・検討がなされ、新たな大都市制度が構築されるよう具体的に提案していくことが必要

# 参考資料 大都市制度の経緯

## ■S22.5 特別市制度の創設(地方自治法施行)

新憲法同時に地方自治法施行

⇒ 「特別市」の条項を設け、その指定は法律によると明記された。

特別市:大都市と府県の二重行政等を除去するため、大都市を府県から独立させる制度

## ■S22.12 住民投票要件の規定(地方自治法改正)

⇒ 特別市の指定については、関係府県民の投票によることとされた。

## ■S31.6 大都市特例制度として指定都市制度創設(地方自治法改正)(H23.4現在 19市)

指定都市制度:

人口50万以上の政令で指定された市に、事務の一部を府県から移譲する制度

※特別市制度は地方自治法から削除

⇒ 50年以上、制度の抜本的な見直しがされないまま今日に至っている

※その他の大都市等に関する制度

H 7. 4 中核市制度創設 (H23. 4現在 40市)

H12. 4 特例市制度創設 (H23. 4現在 41市)